

確認項目及び確認文書

P 1 ~ P 5

(訪問入浴介護)

介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月）
（厚生労働省老健局総務課介護保険指導室）
別添1から抜粋

102 訪問入浴介護

個別サービスの質に関する事項			
	確認項目	確認文書	
運 営	内容及び手続の説明及び同意 (第 8 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 (利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの) ・利用契約書
	心身の状況等の把握 (第 13 条)	・サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか	・サービス担当者会議の記録
	居宅介護支援事業者等との連携 (第 14 条)	・サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスと連携しているか	・サービス担当者会議の記録
	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (第 16 条)	・居宅サービス計画等に沿ったサービスが提供されているか	・居宅サービス計画
	サービス提供の記録 (第 19 条)	・サービスの提供日及び内容、利用者の心身の状況等を記録しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画 ・サービス提供記録

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
確認項目			確認文書
人員	従業者の員数 (第 45 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の員数は適切であるか ・必要な資格は有しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表／タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業者の資格証
	管理者 (第 46 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表／タイムカード
運営	受給資格等の確認 (第 11 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
	利用料等の受領 (第 48 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか ・医療費控除の記載は適切か 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書 ・領収書
	緊急時等の対応 (第 51 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録
	運営規程 (第 53 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.サービスの利用に当たっての留意事項 7.緊急時等における対応方法 8.虐待の防止のための措置に関する事項 9.その他運営に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程
	勤務体制の確保等 (第 53 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供は事業所の従業者によって行われているか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか ・認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか ・性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・研修計画、実施記録 ・方針、相談記録
	業務継続計画の策定等 (第 30 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。 ・従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか ・計画の見直しを行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画 ・研修及び訓練計画、実施記録

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
		確認項目	確認文書
運 営	衛生管理等 (第 31 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 6 か月に 1 回開催しているか ・従業員の日々の感染罹患状況や健康状態を確認しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録及び訓練の記録
	秘密保持等 (第 33 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ているか ・退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報同意書 ・従業員の秘密保持誓約書
	広告 (第 34 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・広告は虚偽又は誇大となっていないか 	・パンフレット／チラシ
	苦情処理 (第 36 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上の取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	事故発生時の対応 (第 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等の報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録
	虐待の防止 (第 37 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業員に周知しているか ・虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか ・従業員に対して虐待の発生・再発防止の研修を実施しているか ・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催記録 ・虐待の発生・再発防止の指針 ・研修計画、実施記録 ・担当者を設置したことが分かる文書

注 1) () は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）の該当条項

注 2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

(令和 3 年厚生労働省令第 9 号) 附則により施行期日の定めがある事項に係る確認項目及び確認文書の取扱いは次のとおりとする。

「運営規程」のうち虐待の防止のための措置に関する事項、「勤務体制の確保等」のうち認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置に関する事項、「業務継続計画の策定等」、「衛生管理等」のうち感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策に関する事項、「虐待の防止」

令和 6 年 4 月 1 日より適用 (令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務)

令和5年度 鹿児島県介護保険施設等集団指導 資料

人員基準，設備基準及び運営基準等について・・・P7～

介護給付費の算定及び取扱いについて・・・・・・P25～

訪問入浴介護

指定訪問入浴介護

	着 眼 点	自己評価
※指定居宅サービスの事業の一般原則	(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。	適 ・ 否
	(2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	適 ・ 否
	(3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	適 ・ 否
	(4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>「常勤換算方法」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の「母性健康管理措置」又は育児・介護休業法の「育児及び介護のため所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業員が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 <p>「常勤」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業所において定められている常勤の従業員が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 ・ 人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業員が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業員を常勤の従業員の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。 		<p>基準 第3条</p> <p>解釈 第2の2</p>	<p>法：介護保険法</p> <p>基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令第37号）</p> <p>解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平11老企第25号）</p>

	着 眼 点	自己評価
第1 基本方針	指定訪問入浴介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとなっているか。	適 ・ 否
第2 人員に関する基準		
1 従業者の員数	(1) 指定訪問入浴介護事業者が、指定訪問入浴介護事業所ごとに置くべき指定訪問入浴介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。 ① 看護職員の員数は、1以上となっているか。 ② 介護職員の員数は、2以上となっているか。 (2) 訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤か。 (3) 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第47条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって(1)、(2)を満たしているとみなしているか。	適 ・ 否
2 管理者	指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	適 ・ 否 兼務の状況 有 ・ 無
第3 設備に関する基準		
	(1) 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。 (2) 専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースが確保されているか。 (3) 指定訪問入浴介護事業所には、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽、車両等の設備及び備品等が備えられているか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。	適 ・ 否 専用・共用 適 ・ 否 適 ・ 否 感染予防設備 有 ・ 無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービスとなっているか。 ・ また、指定訪問入浴介護の提供に当たっては介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ・ 看護職員とは、看護師又は准看護師をいう。 ・ 訪問入浴介護従業者の員数は、最低限必要の数を定めたものであり、訪問入浴介護の提供量に応じて、基準第50条第4号の規定に基づく体制に必要な員数を確保するものとする。 ・ 当該事業所又は他の事業所等の職務を兼務している場合、他の事業所が同一敷地内又は道路を隔てて隣接しているか、管理上支障がないか確認する。 ・ 業務に支障がなければ他の事業と同一の事務室であっても差し支えないが、区画が明確に特定されているか。 ・ 身体の不自由な者に適した浴槽、浴槽を運搬し又は入浴設備を備えた車両等の設備及び備品を確保しているか。 ・ 他の施設等と同一の敷地内にあり運営に支障がない場合は、施設等に備え付けられた設備及び備品を使用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定申請書(控) ○居宅サービス計画(控) ○提供した個々の指定訪問入浴介護に係る記録等(以下「実績記録」) ○勤務表 ○出勤簿 ○資格証など ○勤務表 ○出勤簿など ○平面図 ○車検証 	<ul style="list-style-type: none"> 法第73条第1項 基準 第44条 法第74条第1項 基準 第45条第1項 基準 第45条第2項 基準 第45条第3項 基準第46条 法第74条第2項 基準 第47条第1項 解釈 第3の二の2 	

	着 眼 点	自己評価
第4 運営に関する基準	(4) 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第49条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって(1)から(3)を満たしているものとみなしているか。	適・否
1 内容及び手続きの 説明及び同意	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	適・否 説明書等有・無 同意の確認有・無
2 提供拒否の禁止	(2) 重要事項を記した文書は、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定訪問入浴介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えない。）となっているか。 指定訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定訪問入浴介護の提供を拒んではないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	適・否 提供拒否の有・無 拒否の理由（ ）
3 サービス提供困難時の対応	指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか	事例の有無 有・無
4 受給資格等の確認	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならない。を記した文書を交付して説明を行うこと。 利用者の同意は、利用者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。 <p>（重要事項の主な項目）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、結果の開示状況） ⑥利用料（保険給付対象外の費用も含む） <ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 <p>（正当な理由の例）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。 事前に近隣の指定訪問介護事業所等の情報を収集するなど、問題発生時において必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。 <ul style="list-style-type: none"> 初回訪問時に確認し、サービス提供票等に保険者番号、要介護状態区分等、有効期間等を記載していることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○運営規程 ○利用料金等の説明文書、パンフレットなど ○同意に関する記録 	<p>基準 第47条第2項</p> <p>法第74条第2項 基準第54条 準用(第8条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の (2))</p> <p>基準第54条 準用(第9条) 解釈準用 (第3の一の3の (3))</p> <p>基準第54条 準用(第10条)</p> <p>基準第54条 準用 (第11条第1項)</p>	

	着 眼 点	自己評価
5 要介護認定の申請に係る援助	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問入浴介護を提供するように努めているか。	適・否
	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	事例の有無 有・無
	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であっても必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	事例の有無 有・無
6 心身の状況等の把握	指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否
	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問入浴介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	事例の有無 有・無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項である。 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に当該市町村等と連携をとっているか。 通常更新申請については、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。 サービス担当者会議の開催状況及び当該事業所の出席状況は適切か。 サービス担当者会議が開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。 連携の手法としては、サービス担当者会議での情報提供等が考えられる。 介護支援専門員からの専門的な見地からの意見を求められた場合の対応は適切に行われているか。 サービス担当者会議に出席できない場合、居宅介護支援事業者からの照会に応じているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス担当者会議で居宅介護支援事業者が提供した居宅サービス計画や課題分析票などの資料 ○要介護度の分布がわかる資料 ○実績記録 ○出張記録 	<p>法第73条第2項 基準第54条 準用 (第11条第2項)</p> <p>基準第54条 準用 (第12条第1項)</p> <p>基準第54条 準用 (第12条第2項)</p> <p>基準第54条 準用(第13条)</p> <p>基準第54条 準用 (第14条第1項)</p> <p>基準第54条 準用 (第14条第2項)</p> <p>基準第54条 準用(第15条)</p>	

着 眼 点	自己評価
<p>9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>指定訪問入浴介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問入浴介護を提供しているか。</p>	適・否
<p>10 居宅サービス計画等の変更の援助</p> <p>指定訪問入浴介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合や居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供期間内のサービスの評価を適宜行い、計画の変更が必要な場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p>	適・否
<p>11 身分を証する書類の携行</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>(2) 証書等には、当該指定訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名の記載があるか。</p>	適・否 身分証明書有・無
<p>12 サービスの提供の記録</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、当該指定訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定訪問入浴介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	適・否 書面の種類 ・サービス利用票 ・その他の書面 ()
<p>13 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p>	適・否 適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状態の変更により、事業所からの変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も含む。 法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。 身分証明書の様式は、定められていないので任意の様式となるが、(2)の要件の外に、当該訪問入浴介護従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために行うものとなっているか。 利用者が所持する書面（例えば、指定居宅介護支援事業者が利用者に交付するサービス利用票）への記録が想定されるが、これに代わる記録票等でもよい。 「その他適切な方法」とは、例えば、利用者 の 用 意 する手帳等に記載するなどの方法である。 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5年間保存すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅サービス計画(控)(1)～(3) ○ 実績記録 ○ サービス提供票など ○ 当該書面 ○ 身分を証する書類(名札等) ○ 利用者への交付書面(控) ○ 金銭台帳の類 ○ 請求書及び領収証(控) ○ 介護給付費請求明細書 ○ 運営規程 ○ 利用料金等の説明文書 	<p>基準第54条 準用(第16条)</p> <p>基準第54条 準用(第17条) 解釈準用 (第3の一の3の(8))</p> <p>基準第54条 準用(第18条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の(9))</p> <p>基準第54条 準用 (第19条第1項) 解釈準用 (第3の一の3の(10))</p> <p>基準第54条 準用 (第19条第2項) 鹿児島県条例</p> <p>基準 第48条第1項</p> <p>基準 第48条第2項</p>	

	着 眼 点	自己評価
	<p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費</p> <p>② 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p> <p>(4) 指定訪問入浴介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定訪問入浴介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問入浴介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問入浴介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問入浴介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	<p>適・否</p> <p>①費用の徴収有・無</p> <p>②費用の徴収有・無</p> <p>適・否 同意文書有・無</p> <p>適・否 領収証の交付有・無</p> <p>適・否</p>
14 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>適・否 償還払い有・無 証明書の交付有・無</p>
15 指定訪問入浴介護の基本取扱方針	<p>(1) 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 保険給付の対象外の便宜に係る費用は、その実費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示することが必要である。 利用者の希望による温泉水などが考えられる。 運営規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく、内容が適当か。 また、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けているか。 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末締めの一括の形でよいが、領収証は負担金の受領の都度に交付しているか。 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ②食事の提供に要した費用の額 ③滞在に要した費用の額 ④その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分） 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。 	<p>○サービス提供証明書(控)</p> <p>○居宅サービス計画(控)</p> <p>○実績記録</p>	<p>基準 第48条第3項</p> <p>基準 第48条第4項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>施行規則第65条</p> <p>基準第54条 準用(第21条)</p> <p>基準 第49条第1項</p> <p>基準 第49条第2項</p>	

	着 眼 点	自己評価
16 指定訪問入浴介護の具体的取扱方針	(1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しているか。	適 ・ 否
	(2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、 <u>サービスの提供方法等</u> について、理解しやすいように説明を行っているか。	適 ・ 否
	(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	適 ・ 否
	(4) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者としているか。 ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合において、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上で行うことができる。	適 ・ 否
	(5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意しているか。特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。	適 ・ 否
	(6) 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従事者に周知させているか。	適 ・ 否
17 利用者に関する市町村への通知	指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	事例の有無 有 ・ 無 事例の有無 有 ・ 無
	8 緊急時等の対応	
	(1) 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適 ・ 否 事例の有無 有 ・ 無
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>【基本的取扱方針及び具体的取扱方針の留意点】</p> <p>① 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴」を実施するなど適切なサービス提供に努めているか。</p> <p>② 左記(2)の「サービスの提供方法等」とは、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点なども含む。</p> <p>③ 左記(4)の「サービスの提供の責任者」は、入浴介護に関する知識や技術を有した者で、衛生管理や入浴サービス提供に当たって他の従業者に対し作業手順等適切な指導を行い、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮する。また、「主治の医師の意見の確認」は、利用者の承諾を得て確認し併せて次に確認すべき時期についても確認しておくこと。</p> <p>④ 左記(5)の「サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品」の安全衛生については、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、保管についても清潔保持に留意すること。また、皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。</p>	<p>○ 居宅サービス計画(控)</p> <p>○ 実績記録</p> <p>○ 主治医意見の確認がなされた資料</p> <p>○ 消毒方法等マニュアルなど</p>	<p>基準 第50条第1項</p> <p>基準 第50条第2項</p> <p>基準 第50条第3項</p> <p>基準 第50条第4項</p> <p>基準 第50条第5項</p> <p>解釈 第3の二の3の(2)④ハ</p> <p>基準第54条 準用(第26条)</p> <p>解釈 第3の二の3の(15)</p> <p>基準第51条</p> <p>解釈 第3の二の3の(3)②</p>	
<p>・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、事業者が保険給付適正化の観点から市町村に通知しなければならない。</p> <p>・ 運営規程に必要な措置等を規定しているか。緊急時において円滑な協力を得るため、事前に利用者の主治医から必要な情報を得ていることが必要になる。</p> <p>・ 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましい。</p>	<p>○ 運営規程</p> <p>○ 緊急時の連絡体制に関する書類</p>		

	着 眼 点	自己評価
19 管理者の責務	(1) 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適・否
	(2) 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に、平成11年3月31日厚生省令第37号の「第3章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否
20 運営規程	指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項	適・否
21 勤務体制の確保等	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めているか。	適・否
	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しているか。	適・否
	(3) 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	適・否 適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 管理者が従業者及び業務の管理を、一元的に行える状況にあるか。 例えば、他の事業所、施設の管理者又は他の業務を兼務している場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど当該指定訪問入浴介護事業所の管理業務に支障がないといえるかどうか。 指定申請の際に作成された内容に変更はないか。変更があった場合、変更届が適正になされているか。 <p>〈従業者の職種、員数及び職務の内容〉 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条（訪問介護員等の員数）において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。</p> <p>〈虐待の防止のための措置に関する事項〉 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。</p> <p>〈留意点〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 指定訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 訪問入浴介護従業者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問入浴介護従業者を指すものであること。 従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 指定訪問入浴介護事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての訪問入浴介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。 また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○他の業務等と兼務している場合それぞれの勤務表 ○出勤簿 ○運営規程 	<p>基準 第52条第1項</p> <p>基準 第52条第2項</p> <p>基準第53条</p> <p>解釈 第3の二の3の(5)</p> <p>基準 第53条の2</p> <p>解釈 第3の二の3の(6)</p> <p>労働者派遣法：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）</p>	<p>※経過措置 ・虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。</p> <p>※経過措置 ・認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。</p>

	着 眼 点	自己評価
	<p>(4) 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>※1「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントをいう。</p> <p>※2「パワーハラスメント指針」とは、「事業者が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」をいう。</p>	<p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※当該義務付けの対象とならない者</p> <ul style="list-style-type: none"> 各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。） 事業主には、職場におけるハラスメント（※1）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。 セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 <p>〈事業者が講ずべき措置の具体的内容〉 （指針）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事業者が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号） 「パワーハラスメント指針」（※2）（令和2年厚生労働省告示第5号） <p>（留意事項）</p> <p>a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>〈事業者が講じることが望ましい取組について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。 		<p>解釈準用 （第3の一の3の(21)④）</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項 	

着 眼 点	自己評価
<p>2 業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>※「業務継続計画」：感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画</p>	適・否
<p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。</p>	適・否
<p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 			<p>※厚生労働省ホームページ参照 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 指定訪問入浴介護事業者は、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、訪問入浴介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 <p>【業務継続計画の記載項目等】</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 <ul style="list-style-type: none"> 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 	<p>基準第54条 準用 (第30条の2)</p> <p>解釈 第3の二の3の (7)</p>	<p>※経過措置 ・業務継続計画の策定等は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。</p> <p>(参照) ・「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」 ・「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」</p>	

	着 眼 点	自己評価
23 衛生管理等	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 特に、指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、また訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の①～③に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護員等に周知徹底を図っているか。</p> <p>※「感染対策委員会」：感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 ※「感染対策担当者」：専任の感染対策を担当する者</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>【研修の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。 ・ 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 ・ 研修の実施内容についても記録すること。 ・ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 <p>【訓練（シミュレーション）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。 ・ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 <p>・ 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、また訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。</p> <p>【感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置の具体的取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事項については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 <p>イ 感染対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 ・ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。 	<p>○感染予防に関するマニュアル など</p>	<p>基準第54条 準用（第30条の2）</p> <p>解釈 第3の二の3の（7）</p> <p>基準第54条 準用（第31条第1項、第2項）</p> <p>解釈 第3の二の3の（8）</p>	<p>※経過措置 ・ 感染症の予防及びまん延防止のための措置は令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）</p>

着	眼	点	自己評価
<p>※「テレビ電話装置等」：テレビ電話装置その他の情報通信機器（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）</p>			適・否
<p>② 当該指定訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p>			適・否
<p>③ 当該指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>			適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>・感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>・感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p> <p>・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>・感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>・事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>□ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>・当該指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。</p> <p>・平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。</p> <p>・発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</p> <p>・訪問入浴介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。</p> <p>・職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。</p> <p>・研修の実施内容についても記録すること。</p> <p>・研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。</p> <p>・平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。</p> <p>・訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容</p>		<p>基準第54条 準用 (第31条第3項)</p> <p>解釈 第3の二の3の (8)</p>	<p>(参照) 「介護現場における感染対策の手引き」</p>

	着 眼 点	自己評価
24 掲 示	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、上記(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
25 秘密保持等	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否 文書による同意 有 ・ 無</p>
26 広 告	<p>指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>適 ・ 否 広告の有無 有 ・ 無</p>
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。</p> <p>・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>※重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要、 ・訪問入浴介護従業者の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 ・次に掲げる点に留意すること。 <p>イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>ロ 訪問入浴介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問入浴介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>・重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問入浴介護事業所内に備え付けることで左記(1)の掲示に代えることができる。</p> <p>・訪問入浴介護従業者の質的向上を図るための研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。</p> <p>・具体的には、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。</p> <p>・個人情報を用いる場合は、利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲等）がされ、文書による同意を得ているか。</p> <p>・特に、利用料について保険給付の対象外の便宜に係る費用等その内容が適正か確認する。</p>	<p>○秘密保持に関する就業時の取り決め</p> <p>○利用者の同意に関する記録</p> <p>○広告用パンフレットなど</p>	<p>基準第54条 準用(第32条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の (24))</p> <p>基準第54条 準用 (第33条第1項)</p> <p>基準第54条 準用 (第33条第2項)</p> <p>基準第54条 準用 (第33条第3項)</p> <p>基準第54条 準用(第34条)</p> <p>基準第54条 準用(第35条)</p>	

	着 眼 点	自己評価
28 苦情処理	(1) 指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	適 ・ 否
	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適 ・ 否
	(3) 指定訪問入浴介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適 ・ 否
	(4) 指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定訪問入浴介護に関し、法第23条（文書の提出等）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市町村の調査 有 ・ 無 適 ・ 否
	(5) 指定訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適 ・ 否
	(6) 指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	国保連の調査 有 ・ 無 適 ・ 否
	(7) 指定訪問入浴介護事業者は、国保連からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国保連に報告しているか。	適 ・ 否
29 地域との連携等	(!) 指定訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適 ・ 否
	(2) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問入浴介護の提供を行うよう努めているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理の相談窓口があるか。 ・ 苦情処理体制、手続きが定められているか。 ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。 ・ 常設窓口の所在地、電話番号、担当者等に変更はないか。変更があった場合、変更届が適正になされているか。 ・ 市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、サービスに関する苦情に関する調査や指導、助言を行えるものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス内容の説明文書 ○苦情処理に関する記録など 	<p>基準第54条 準用 (第36条第1項) 解釈準用 (第3の一の3の(28)①)</p> <p>基準第54条 準用 (第36条第2項) 解釈準用 (第3の一の3の(28)②)</p> <p>基準第54条 準用 (第36条第3項)</p> <p>基準第54条 準用 (第36条第4項)</p> <p>基準第54条 準用 (第36条第5項)</p> <p>基準第54条 準用 (第36条第6項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。 ・ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問入浴介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問入浴介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、基準省令 		<p>基準第54条 準用 (第36条の2)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の(29))</p>	

	着 眼 点	自己評価
30 事故発生時の対応	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 指定訪問入浴介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>事故の発生 有・無</p> <p>適・否</p> <p>事例の有無 有・無 損害賠償保険 加入・未加入</p> <p>適・否</p>
31 虐待の防止	<p>指定訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護員等に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 当該指定訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>・ 地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。</p> <p>・ 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。</p> <p>・ 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。</p>	<p>○事故に関する記録 ○緊急時の連絡体制に関する書類</p> <p>○損害賠償保険証書</p>	<p>基準第54条 準用 (第36条の2)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の (29))</p> <p>基準第54条 準用(第37条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の (30)③)</p>	
<p>○ 次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じること。</p> <p>・ 虐待の未然防止 指定訪問入浴介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。</p> <p>・ 虐待等の早期発見 指定訪問入浴介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。</p>		<p>基準第54条 準用 (第37条の2)</p> <p>解釈 第3の二の3の (9)</p>	<p>※経過措置 ・虐待の防止に係る措置は令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。</p>

	着 眼 点	自己評価
	<p>※「虐待防止検討委員会」：虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。</p> <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>①虐待の防止のための対策を検討する委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者を含む幅広い職種で構成する。 ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要である。 ・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 ・虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 <p>〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ること イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること 		<p>基準第54条 準用 (第37条の2)</p> <p>解釈 第3の二の3の (9)</p>	

	着 眼 点	自己評価
32 会計の区分	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>②虐待の防止のための指針 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③虐待の防止のための従業者に対する研修 ・従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問入浴介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。 ・職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問入浴介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 ・研修の実施内容についても記録することが必要である。 ・研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。</p> <p>④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 ・指定訪問入浴介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。 ・当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。</p>		<p>基準第54条 準用 (第37条の2)</p> <p>解釈 第3の二の3の (9)</p>	
		<p>基準第54条 準用(第38条)</p> <p>平13老振18号 解釈準用 (第3の一の3の (32))</p>	

	着 眼 点	自己評価
33 記録の整備	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>② 基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録</p> <p>③ 基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録</p> <p>④ 基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
第5 変更の届出等	<p>(1) 指定訪問入浴介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定訪問入浴介護事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
第6 電磁的記録等	<p>(1) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たっては、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下、この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（受給者証の確認）第1項並びに下記(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>(2) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たっては、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法による。）によることができる。</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>・「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指す。</p> <p>・(2)の①においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。</p> <p>・下記の事項に係る変更の届出は適切に行うこと。</p> <p>① 事業所の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>④ 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要</p> <p>⑤ 利用者の推定数</p> <p>⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日</p> <p>⑦ 運営規程</p> <p>⑧ 協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約の内容</p>	<p>○実績記録</p> <p>○変更届(控)</p>	<p>基準 第53条の3</p> <p>解釈 第3の二の3の (10)</p> <p><u>鹿児島県条例</u></p> <p>法第75条第1項 施行規則 第131条第1項 第二号</p> <p>基準 第217条</p>	

指定訪問入浴介護事業

	着 眼 点	自己評価
【介護給付費の算定及び取扱い】 1 基本的事項	(1) 指定訪問入浴介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。	適・否 割引設定の有無 有・無 (/100)
※ 経過措置 (0.1%上乘せ分)	(2) 指定訪問入浴介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適・否
2 基準額の算定	令和3年9月30日までの間は、所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定しているか。	適・否
3 身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合の算定	利用者に対して、指定訪問入浴介護事業所の看護職員（看護師または准看護師）1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合に1260単位を算定しているか。	適・否 事例の有無 有・無
4 清拭又は部分浴の場合の算定	利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員3人が指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。	適・否 事例の有無 有・無
5 事業所の建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物等に居住する利用者に対する算定	訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	適・否 事例の有無 有・無
	指定訪問入浴介護事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。	適・否
	指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 割引の設定については、介護サービスの種類毎に「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率(〇〇%)を設定する。 割引設定をしている場合、事前に県に届出をしているか。 本県では、全てのサービスについて、1単位＝10円である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付費請求書(控) ○ 介護給付費請求明細書(控) ○ 領収証(控) ○ サービス提供票 ○ 実績記録 ○ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(控) 	<p>法第41条第4項</p> <p>報酬告示の一</p> <p>報酬告示の二</p> <p>報酬告示 附則第12条</p>	<p>報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平12厚生省告示第19号）</p> <p>報酬解釈：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平12老企第36号）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 訪問入浴介護については、人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができる。例えば、訪問する3人の職員のうち2人が看護職員であって差し支えない。 訪問入浴介護の提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定されることには変わりがないものである。 利用者の身体状況により入浴を見合わせた場合は、訪問入浴介護費を算定できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主治の医師の意見確認書類 ○ 実績記録 	<p>報酬告示 別表の2の注1 解釈 第2の3(1)</p> <p>報酬告示 別表の2の注2 解釈 第2の3(2)</p> <p>報酬告示 別表の2の注3 解釈 第2の3(3)</p> <p>報酬告示 別表の2の注4 解釈準用 (第2の2(14))</p>	
① 「同一敷地内建物等」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。			

	着 眼 点	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>② 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義</p> <p>イ 「当該事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。</p> <p>ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。また、当該事業所が、第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）と一体的な運営をしている場合、第1号訪問事業の利用者を含めて計算すること。</p> <p>③ 当該減算は、事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。</p> <p>（同一敷地内建物等に該当しないものの例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 <p>④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該事業所の事業者と異なる場合であっても該当するものであること。</p> <p>⑤ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義</p> <p>イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。</p> <p>ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日</p>			

	着 眼 点	自己評価
6 特別地域訪問入浴介護加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否 特別地域加算 有・無
7 中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号の一)に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否 中山間地域等 加算 有・無
8 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問入浴介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否
9 サービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、訪問入浴介護費を算定していないか。	適・否
10 初回加算	指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1月につき200単位を加算しているか。	適・否
11 認知症専門ケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位 ※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示の三の二を参照 ※厚生労働大臣が定める者 利用者等告示の三の三を参照	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。</p> <p>※厚生労働大臣が定める地域 (平成24年厚生労働省告示第120号)</p>		報酬告示 別表の2の注5	
<p>※厚生労働大臣が定める施設基準 (施設基準の二)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月当たり延訪問回数が20回以下の事業所 ・延訪問回数は前年度(3月を除く。)の1月当たり平均延訪問回数をいう。 ・利用者に事前に説明を行い、同意を得ること。 		報酬告示 別表の2の注6 解釈準用 (第2の2(16) ②~④)	施設基準:厚生労働大臣が定める施設基準(平27.3.23厚生労働大臣告示第96号)
<p>※厚生労働大臣が定める地域 (平成21年厚労省告示第83号の二)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該加算を算定する利用者については、運営基準第48条第3項第一号に規定する交通費の支払いを受けることはできない。 		報酬告示 別表の2の注7 解釈準用 (第2の2(17))	
		報酬告示 別表の2の注8	
<p>① 当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合に算定が可能である。</p> <p>② 初回の指定訪問入浴介護を行った日の属する月に算定すること。</p>		報酬告示 別表の2の口 解釈 第2の3(7)	
<p>① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する利用者を目指す。</p> <p>② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数(要支援者を含む)の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。</p>		報酬告示 別表の2のハ 解釈 第2の3(8)	大臣基準告示:厚生労働大臣が定める基準(平成27.3.23厚生労働大臣告示第95号) 利用者等告示:厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等

	着 眼 点	自己評価
12 サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき以下の所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 4 4 単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 6 単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1 2 単位</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出すること。</p> <p>③ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指す。</p> <p>④ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。</p> <p>また、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>⑤ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指す。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示の五) (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ① 事業所のすべての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。 ③ 事業所のすべての従事者に対し、健康診断等を定期的実施すること。 ④ 次のいずれかに適合すること。 イ 当訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 ロ 当訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p>			<p>「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)</p> <p>「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知)</p> <p>報酬告示 別表の2の二 解釈 第2の3(9)</p>

	着 眼 点	自己評価
13 介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2から12までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2から12までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2から12までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次のいずれかに適合すること。 ① (1)①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ② 当訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次のいずれかに適合すること。 ① (1)①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ② 次のいずれかに適合すること。 イ 当訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 ロ 当訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示の六を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別途通知を参照。 ・ 加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。 ・ 介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。 ・ 年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。 <p>【経過措置】 令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている事業所において、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p>	<p>○介護職員処遇改善計画書 ○実績報告書 ○研修計画書</p>	<p>報酬告示 別表の2のホ</p> <p>報酬告示 附則第2条</p>	<p>別途通知 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>

訪問入浴介護

	着 眼 点	自己評価
14 介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 2から12までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 2から12までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p>	適・否
15 介護職員等ベースアップ等支援加算（令和4年10月1日～）	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、2から12までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示の六の二を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別途通知を参照。 		報酬告示 別表の2のへ	<p>別途通知 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>
<p>※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示の六の三を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別途通知を参照。 		報酬告示 別表の2のと	<p>別途通知 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>

【鹿児島県からお願い】

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出に際しまして、これまで地域振興局や支庁（注1）では、届出の「受理通知」を発行していましたが、令和5年4月からは発行いたしておりません。

（注1）事業所の所在する市町村を管轄する各地域振興局及び支庁です。
鹿児島市内に所在する事業所の提出先は鹿児島市長寿あんしん課です。

【届出を受付けた記録を希望する場合】

- ・ 地域振興局や支庁では、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）（別紙2）の控えに「受付印」を押印（注2）しています。
- ・ 郵送の場合は、返信用封筒（返信先のあて名を記入，必要額の切手を貼付）も必要です。※持参の場合は不要です。

（注2）受付印を押印した届出書の控えは、届出書が地域振興局及び支庁に到着した日付を示すもので、手続きの完了等を意味するものではありません。
必要に応じて届出書の差し替えや再提出を求める場合があります。